平成２１年（フ）第１９７４２号
東京都足立区入谷８丁目16―４―708
債務者　丸山　八郎
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７４９号
東京都練馬区高松６丁目３―24―201
債務者　廣實　幸雄
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７９８号
千葉県東金市北之幸谷162―18
債務者　山下　晃弘
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８２７号
東京都杉並区梅里２丁目18―10―901
債務者　橋本　治代（旧姓君塚）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８２８号
東京都新宿区大京町13―18―309
債務者　檜垣　隆行
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８６８号
東京都調布市緑ケ丘２丁目25番地都営仙川アパート21―31
債務者　鈴木　　榮
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１００４号
東京都八王子市谷野町406番地10
債務者　末吉　優一
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１００５号
東京都八王子市谷野町406番地10
債務者　末吉　麻里
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１０１号
東京都武蔵野市西久保３丁目３番11号あづま荘
債務者　関川　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１０３号
東京都三鷹市牟礼４丁目17番13号ハイツトキワ202
債務者　山本　邦子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１３８号
東京都八王子市明神町４丁目27番11号コーポ向後202号
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６６０号
静岡市葵区駒形通５丁目11番８号
債務者　樫　　英稔
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８５号
静岡市駿河区下川原１丁目17番６号、前住所東京都江戸川区西小岩５丁目12番10号　征信ビル302
債務者　國松　美里
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１７号
埼玉県秩父市小柱380番地10
破産者　新井　英孝
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成１８年（フ）第４９３号
奈良県橿原市五井町221番地
破産者　株式会社ぽけっと
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第２８号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧4727番地
破産者　有限会社海幸物産
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係